

質問回答書
(件名:香美市児童クラブ運営業務委託)

No	プロポーザル実施要領等の記載箇所	質問内容	回答		
1	業務提案書P2(4) 多人数保育で重視することについて	現在、10児童クラブとも定員については、プロポーザル実施要領に書かれている通り、45名となっています。質問事項にある多人数保育(50~70人程度)で重視することについて、質問内容の意図を教えてください。	定員数は45名ですが、夏休みなどの長期休暇により多人数保育が想定された場合を記入ください。		
2	支援員の雇用条件	原則として現支援員を雇用するものとし、支援員の雇用条件については現行以下とにならないよう配慮するとありますが、現支援員の雇用条件(月給・時給・賞与・曜日ごとのシフト)をご教示ください。	高知県最低賃金以上で、支援員の時給等は指定管理者へお任せをしておりますので教示を控えさせていただきます。継続雇用を求めつつ、支援員の意思も尊重していただきたいと考えています。 なお、支援員への支給額(人件費)については、約130,000,000円の予算規模となっております。		
3	消費税について	年度ごとの指定管理料は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とありますが、非課税という認識で宜しいでしょうか？	消費税法第6条第1項に該当するため、非課税となります。		
4	修繕費・警備費・水道光熱費・点検費	令和3年度・令和4年度の修繕費・警備費・水道光熱費・点検費等をご教示ください。			
			修繕費	令和3年度 1,016,389円	令和4年度 3,263,921円
			警備費 (支払手数料)	2,313,426円	4,068,936円
			水道光熱費	3,544,233円	4,403,636円
			消耗品費	11,608,911円	10,049,100円
5	業務区分・費用区分・リスク区分	業務区分・費用区分・リスク区分をご教示ください。	区分として定めているのは、別添のリスク分担表のみとなります。		

6	利用児童数	各施設ごとの平常時・土曜日・長期休暇時の平均利用児童数をご教示ください。	名称	平日	土曜	長期	備考
			香長	34	6	12	
			山田一	41	5	6	
			山田二	43	3	4	
			山田三	45	8	4	
			舟入	24	5	12	
			楠目一	38	4	7	
			楠目二	43	7	5	
			片地	12	2	5	
			大宮	39	7	6	
			大栃	15	5	1	
			7	利用料	利用料(年間登録1,000円+スポーツ保険1,000円)は毎年保護者から徴収している認識で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。	
8	利用料	令和4年度の各施設ごとの利用料合計金額をご教示ください。	名称	保護者負担金		備考	
			香長	2,218,100	円		
			山田一	2,843,600	円		
			山田二	3,005,900	円		
			山田三	3,214,400	円		
			舟入	1,818,000	円		
			楠目一	2,597,700	円		
			楠目二	2,917,250	円		
			片地	774,700	円		
			大宮	2,906,250	円		
			大栃	947,800	円		

9	利用料	<p>①利用料の考え方として、平日に18時以降30分毎500円、閉所時間10分毎500円とありますが、19時10分お迎えの場合、1,100円発生するという認識で宜しいでしょうか？</p> <p>②土曜日は延長なしとありますが、資料1には、平日と同様の内容となっております。どちらが正しいでしょうか？</p> <p>③長期休暇の土曜日の考え方も平日と同様でしょうか？</p>	<p>①19:10お迎えの場合、延長(18:00～19:00)で1,000円、閉所後(19:00～19:10)で500円となり、合計1,500円となります。</p> <p>②土曜日は延長なしが正しいため、資料1の利用料(土曜)の表記は、延長なしでお願いします。</p> <p>③土曜について、長期及び長期以外ともに延長なしとなります。</p>																																																							
10	利用料	<p>長期休暇の利用料は年額となっておりますが、春休みのみ利用でも年額となるのでしょうか？日割りとなるのでしょうか？</p>	<p>春休みのみ利用でも、料金は年額となります。</p>																																																							
11	開所日	<p>令和4年時の平日日数・土曜日日数・長期休暇日数をご教示ください。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>平日</th> <th>土曜</th> <th>長期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香長</td> <td>201</td> <td>45</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山田一</td> <td>202</td> <td>47</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山田二</td> <td>202</td> <td>46</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山田三</td> <td>202</td> <td>48</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舟入</td> <td>202</td> <td>48</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楠目一</td> <td>202</td> <td>49</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楠目二</td> <td>202</td> <td>49</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>片地</td> <td>202</td> <td>47</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大宮</td> <td>202</td> <td>48</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大栃</td> <td>202</td> <td>49</td> <td>37</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	平日	土曜	長期	備考	香長	201	45	37		山田一	202	47	37		山田二	202	46	37		山田三	202	48	37		舟入	202	48	37		楠目一	202	49	37		楠目二	202	49	37		片地	202	47	37		大宮	202	48	37		大栃	202	49	37	
名称	平日	土曜	長期	備考																																																						
香長	201	45	37																																																							
山田一	202	47	37																																																							
山田二	202	46	37																																																							
山田三	202	48	37																																																							
舟入	202	48	37																																																							
楠目一	202	49	37																																																							
楠目二	202	49	37																																																							
片地	202	47	37																																																							
大宮	202	48	37																																																							
大栃	202	49	37																																																							
12	放課後児童クラブ関係事業実施計画	<p>利用促進事業において、保護者利用料を減免する場合の減免金額とありますが、減免者においては、市より補填があるという認識で宜しいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>																																																							
13	放課後児童クラブ関係事業実施計画	<p>利用促進事業において、保護者利用料を減免する場合の減免金額とあり、利用料減免事業もあります。こちらの違いをご教示ください。</p>	<p>利用促進事業は、就学援助受給世帯等の利用料金を減免する事業となります。</p> <p>利用料減免事業は、特別措置分として、臨時休業等による日割り利用料の返金事業となります。</p>																																																							

14	おやつ料	おやつ料は利用料に含まれているとありますが、1人あたり月幾らかご教示ください。	1,500円～2,000円程度
15	放課後児童クラブ関係事業実施計画	特例措置分に関して、新型コロナ感染拡大防止と新型コロナICT支援を令和6年度も継続でしょうか？	特別措置分については、国・県の動向や市財政部局との兼ね合いがあるため、現時点では不明です。
16	業務提案書	本事業運営提案書の各項目に関する内容は、原則として箇条書きで簡潔に記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・文章による場合は、おおむね100字程度でまとめること ・様式が指定されていない項目については、本書に記載することとしますが、別添として資料添付をしても構わない 上記の記載がありますが、(様式第2号)業務提案書に別紙のとおりとし、パワーポイント等で100文字を超えて自由に作成することは可能でしょうか？	別添資料として、100文字を超えることはやむを得ないと考えますが、できるかぎり簡潔に、かつ複数枚にならないように注意をお願いします。
17	システム	現在使用中の導入されている児童の出席・退出管理システムは、引き継ぎ利用は可能でしょうか。 新しいシステムの導入を予定しておく必要があるかお示しください。	現行のシステムは、引き継ぐようになります。 今のところ新システム導入の予定はありません。
18	その他	プロポーザル資料作成にあたり、各児童クラブへの視察、支援員さんとのヒアリングは可能でしょうか。	視察については、希望される場合は教育振興課へ連絡をお願いします。 支援員とのヒアリングについては、現指定管理者と協議のうえ、可能か不可能かの判断となります。希望される場合は教育振興課へ連絡をお願いします。
19	1 施設の概要(2)	各施設の定員についての記載はありますが、現在の利用者数をお示しください。 また、待機児童の現状や課題など、今後改善して取り組むべき状況がありましたら、児童クラブごとにお示しください。	利用者数については、No. 6を参照ください。 山田小・楠目小(見込み)については、待機児童の対応が懸念され、放課後子ども教室の新設も含め、今後の検討課題となっています。